都営住宅整備工事共通仕様書

（令和８年10月）

東　京　都　住　宅　政　策　本　部

目　　次

第１章　総則 …… 1
　第１節　共通事項 …… 1
　第２節　工事現場管理 …… 8
　第３節　材料 …… 9
　第４節　施工 …… 10
　第５節　工事検査 …… 12
　第６節　しゅん功図等 …… 12
第２章　整備工事共通事項 …… 14
　第１節　共通事項 …… 14
　第２節　材料 …… 14
　第３節　施工 …… 18
　第４節　土工事 …… 21
第３章　敷地造成工事 …… 23
　第１節　外構工事 …… 23
　第２節　排水工事 …… 28
　第３節　門及び塀工事 …… 31
第４章　用地造成工事 …… 32
　第１節　擁壁工事 …… 32
第５章　道路舗装工事 …… 33
　第１節　共通事項 …… 33
　第２節　道路舗装工事 …… 33
第６章　道路排水工事 …… 42
　第１節　道路排水工事 …… 42
第７章　遊園施設工事 …… 46
　第１節　休息施設 …… 46
　第２節　その他の遊園施設 …… 46
第８章　自転車置場設置工事 …… 47
　第１節　自転車置場設置工事 …… 47
第９章　ゴミ容器置場設置工事 …… 48
　第１節　ゴミ容器置場設置工事 …… 48

第１章　総　　則

第１節　共　通　事　項

1．1．1
一　般　事　項

1　都営住宅整備工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、都営住宅団地内の外構工事に適用する。

2　本共通仕様書は東京都建築工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）を補足するもので、工事に当たっては標準仕様書と併せて使用する。相違する記載事項については、本共通仕様書が優先する。

3　本工事と防火水槽工事とを併せて施工する場合、防火水槽については、「東京消防庁防火水槽等工事共通仕様書」を適用する。

4　設計図面の適用の優先順位は、原則として、本工事一般設計図、都営住宅整備工事共通詳細図（以下「共通詳細図集」という。）とする。

1．1．2
定　　義

1　品質・性能基準とは、公共住宅事業者等連絡協議会が住宅部品、設備機器等について公共住宅としての品質・性能等を判断するために試験方法も含めて定めた「機材の品質・性能基準」をいう。

2　書面は、標準仕様書 1.1.2 による。

1．1．3
工事の下請負

標準仕様書 1.1.6 によるほか、下請負人に対する契約及び下請負代金の支払は責任をもって適正に行うこと。

1．1．4
建設副産物の
処　　理

標準仕様書 1.1.16 によるほか、次の定めによる。

1　建設副産物の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 建設副産物の処理

受注者は、建設副産物の処理に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」（島しょにおける工事の場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン（島しょ地域版）」（東京都）とする。以下同じ。）及び「東京都建設泥土リサイクル指針」に基づき、発生抑制、再使用・再生利用及び適正処理に努める。

(2)　施工計画書へのリサイクル計画の記載事項

受注者は、工事を実施するに当たり計画的かつ効率的にリサイクルを実施するため、リサイクル計画を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。

なお、施工計画書には以下の事項の他、必要な事項について記載する。

ア　工事概要等

工事件名、工事場所、現場代理人名、監理技術者名又は主任技術者名、廃棄物管理責任者名、工期、工事概要等を記載する。

イ　建設副産物の種類、リサイクルの方法等

建設副産物の種類、発生予測量、現場内利用量、減量化量、売却量、工事間利用量、中間処理量（現場外搬出量）、最終処分量（直接最終処分する場合に限る。）、処理期間、保管方法、収集運搬方法、処分方法、発生土受入地、処分先、運搬経路その他を記載する。

ウ　建設副産物等の運搬・処理業者

運搬・処理業者名、許可番号、許可の種類、許可品目、許可の期限、処理能力、最大保管量、会社及び施設所在地等を記載する。

エ 現場での分別

工事現場における建設副産物等の分別はもとより、現場事務所や作業員宿舎等における紙、生ごみ、カンビン類、その他の一般廃棄物の分別の方法、また、材料の梱包材、切れ端、金属類等についての分別収集方法等を記載する。

オ 解体工事計画

建築物の解体工事の場合は、解体業者名（建設業者名）、技術管理者氏名（主任技術者又は監理技術者氏名）、分別解体等の手順、建設資材廃棄物の分別方法、発生する建設資材廃棄物の種類・数量、建設資材廃棄物の再資源化等の方法などを記載する。

(3) 施工計画書の添付書類

受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき以下の関係書類を作成し、施工計画書に添付して監督員に提出する。

ア 再生資源利用計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、「建設副産物情報交換システム」（以下「コブリス・プラス」という。）により再生資源利用計画書を作成する。

(ｱ) 土砂を搬入する工事

(ｲ) 砕石を搬入する工事

(ｳ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進計画書

工事受注者は、下記の要件のいずれかに該当する工事の施工計画に当たっては、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成する。

(ｱ) 建設発生土を搬出する工事

(ｲ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

(ｳ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を一品目当たり１トン以上搬出する工事

ウ 再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（建設発生土を搬出する場合）

エ 建設発生土搬出のお知らせ（建設発生土を 100m^{3}以上搬出する場合）

受注者は、本工事から建設発生土を 100m^{3}以上搬出する場合は、搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口宛てに「建設発生土搬出のお知らせ」（東京都建設リサイクルガイドライン掲載様式）を提出しなければならない。なお、提出後速やかにその写しを施工計画書に添付する。

オ 告知書

カ 建設リサイクル法第 13 条及び省令第７条に基づく書面

キ 汚染土壌の処理

受注者は、本工事において汚染土壌の処理が必要となった場合は、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年東京都条例第 215 号）等関係法令に基づき適正に処理するとともに、「環境確保条例に基づく

届出書等の作成手引」（環境局ホームページに最新版を掲載）に従って必要書類を作成し、関係部署に提出する。

(4) 建設リサイクル法に係る手続

受注者は、本工事の施工に当たる、建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、以下「建設リサイクル法」という。）及び「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」、に基づき、必要な事務手続、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行う。「建設リサイクル法書類作成等の手引（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

(5) 有害物質のチェック

受注者は、本工事の施工に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事着手前に有害物質等の有無のチェックを行い、その結果を「有害物質チェックリスト」に記載し、監督員に提出する。

(6) 工事情報の登録等

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であり、受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行い、その都度「コブリス・プラス登録済確認書」を監督員に提出し、内容の確認を受ける。

また、受注者は、コブリス・プラス若しくは国土交通省ホームページに公表されている様式 により「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を作成し、監督員に提出するとともにその内容を説明する。

なお、建設発生土を搬出する場合は、再生資源利用促進計画書に「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」を含めるものとする。

(7) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

(8) リサイクル実施状況及び適正処理状況の確認

建設副産物のリサイクルの実施状況や適正処理の状況について把握するため、受注者は、「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき、工事完成後速やかに以下の書類を作成し、監督員に内容の確認を受け、提出する。

ア 再生資源利用実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ｱ) 土砂を搬入する工事

(ｲ) 砕石を搬入する工事

(ｳ) 加熱アスファルト混合物を搬入する工事

イ 再生資源利用促進実施書

受注者はコブリス・プラスに必要なデータを入力して作成する（工事完了後 5 年間保管）。

なお、作成対象となる工事は以下のとおりである。

(ｱ) 建設発生土を搬出する工事

(ｲ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土、建設発生木材、建設混合廃棄物を搬出する工事

(ｳ) 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を搬出する工事

ウ リサイクル阻害要因説明書

工事途中において、やむを得ず以下のいずれかについて行わざる得ない場合は、事前に監督員の承諾を得た上で、リサイクル阻害要因説明書を作成し、監督員に提出する。また、自らも保管するものとする。なお、リサイクル阻害要因説明書の作成対象となる要因は、以下のとおりである。

(ｱ) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設泥土及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合

(ｲ) 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する、又は焼却のみを行う中間処理施設に搬出する場合

(ｳ) 現場内で分別を行わない場合

エ 搬入完了報告書（島しょにおける工事の場合）

(9) マニフェスト等の掲示

ア マニフェストの提示

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）又は電子マニフェストを利用し、適正な運搬、処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについて、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

イ 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。

ウ リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合においてマニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでもよい）を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による（具体的には、再生利用認定制度や再生利用制度（個別指定）等における建設泥土の再生利用等の法的なマニフェストの交付が不要な再生が対象となる。）。

エ リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合には、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでもよい）を監督員に提示する。

2 建設副産物の処理は、次のとおりとする。

(1) 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。

ア 建設発生土の再利用

本工事により発生した建設発生土は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都）に基づき、掘削量の削減、現場内での再利用等により、工事現場外への搬出の抑制に努める。

埋戻し土及び盛土について、受注者は、土材料を工事現場に搬入する場合、搬入元の管理者に対して受領書を交付する。指示が無い場合は建設発生土の使用を標準とし、建設発生土の品

質、適用用途等は「発生土利用基準について」（平成 18 年８月 10 日付国官技第 112 号、国官総第 309 号、国営計第 59 号）によるものとする。

指定処分を行う工事が土材料を調達する場合は、建設発生土を搬出する同一の搬出先から土材料を調達すること（セット利用）を原則とする。

上記により難い場合は、監督員と協議するものとする。

イ コンクリート塊を原料とした再生砂（RC-10 等）を使用する場合は、六価クロムについて、平成３年８月 23 日付環境庁告示第 46 号による測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認する。また、試料には再生砂製品を直接使用し、１購入先当たり１検体の試験を行う。

(2) 構外に搬出する建設副産物の取扱いは、次による。

ア　建設発生土の取扱い

受注者は、建設発生土を搬出する場合、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する資源有効利用促進法省令の取組（再生資源利用促進計画の作成、提出と説明、通知、掲示、報告、保存並びに受領書による管理等）を実施する。

受注者は、指定された搬出先以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得なければならない。なお、予期することができない特別な状態が生じた場合等、やむを得ない事由が生じた場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行う。また、搬出先は、東京都建設リサイクルガイドラインが規定する工事間利用、指定処分Ⅰ又は指定処分Ⅱに該当するものでなければならない。

指定処分Ⅱに該当する場合、最終搬出先の記録を作成するため、本工事から搬出された建設発生土が他現場の建設発生土と混合しないよう搬出先では区分管理されるようにする。万が一、他現場の建設発生土と混合してしまった場合は、混合した建設発生土全量を対象に最終搬出先の記録を作成する。

イ　異物混入の防止

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たっては、コンクリート塊、木くず、金属くず等と分別し、これらの異物が混入しないよう搬出・運搬しなければならない。

受注者は、建設発生土の積込み・搬出に当たり、現場での分別状況を写真撮影し、工事記録写真に含めて監督員に提出しなければならない。ただし、建設発生土の掘削のみの場合など異物が混入するおそれのない場合は、この限りではない。

ウ　建設廃棄物の取扱い

受注者は、コブリス・プラス等を利用し、また、受入条件、再資源化の方法等を施設に確認し、適切な再資源化施設を選定する。指定された再資源化施設への搬出以外を選定する場合、事前に監督員の承諾を得ること。

なお、受注者の責めに帰すことができない事由により、再資源化施設を変更せざるを得ないこととなった場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

エ　有価物を売渡する場合

売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

なお、建設廃棄物として処分する場合は、適切に処理すること。

（有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について（通知）」（令和３年４月 14 日環循規発第 2104141 号）等を参照すること。）

オ　汚染土壌の対応

工事中に土壌汚染の疑いが生じた場合は、監督員に直ちに報告し、対応について協議すること。

1．1．5
建設廃棄物の適正処理

1　泥土及び建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び「建設工事等から生じる廃棄物の適正処理について（通知）」（平成23年3月30日付環境省環廃産第110329004号）に基づき、不法投棄等第三者に損害を与えることのないよう、受注者の責任において適正に処理すること。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の27の規定に基づき、産業処理廃棄物処理業者に収集運搬及び処分を委託した本工事請負者（産業廃棄物排出事業者）は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付した年度の翌年度の4月1日から6月30日までに、東京都環境局に産業廃棄物管理票交付等状況報告を提出すること。提出に当たっては、東京都環境局ホームページ「産業廃棄物管理票交付等状況報告書の概要」を参照すること。ただし、電子マニフェストを交付した場合、報告手続は要しない。

2　泥土及び建設廃棄物の処理に関して特記があるものは、コブリス・プラスを活用して処分すること。

3　工事から発生する建設泥土は、「東京都建設泥土リサイクル指針」（東京都都市整備局）及び関係法令に基づき適正に処理するとともに、建設資源としての活用を図ること。

1．1．6
過積載の防止

標準仕様書1.1.17及び「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるほか、次の定めによる。

1　大量の土砂、大型の工事用資材、機械などの運搬を伴う工事は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）及び車両制限令（昭和36年政令第265号）にのっとり、関係機関と協議して、通行道路、通行期間、交通誘導員の配置、標識・安全施設等の配置場所その他交通安全上必要な事項について搬送計画を作成し、監督員に提出する。

また、車両制限令第3条第1項に定める制限を超えて工事用資材、機械などを運搬する場合は、道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の許可を受けること。

2　受注者は、東京都（以下「都」という。）が工事等を発注する建設等事業場における過積載の実態を調査する「過積載防止対策実施状況調査（巡回）」に協力すること。

1．1．7
公共事業労務費調査

1　本工事が都の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し、都に提出する等、必要な協力をしなければならない。この場合において、受注者は、本工事の工期経過後においても、同様に協力しなければならない。

2　受注者は、調査票等を提出した事業所が、都の事後訪問調査・指導の対象となった場合、その実施に協力しなければならない。

この場合において、受注者は、本工事の工期経過後においても、同様に協力しなければならない。

3　受注者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表等の提出ができるよう、日頃から、労働基準法（昭和22年法律49号）等にのっとり就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存する等、使用している現場労働者の賃金、労務日数、時間等の記録を適切に管理しておかなければならない。

4　受注者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合には、その下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が上記3と同様の義務を負う旨を当該下請契約中に定めなければならない。

1．1．8 書面の書式及び取扱い	1 監督員に対し書面を提出する場合は、別に定める「受注者等提出書類処理基準・実施細目」（東京都住宅政策本部）により行う。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。 2 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督員の承諾」、「監督員の指示」、「監督員と協議」、「監督員に報告」及び「監督員に提出」については、電子メール、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。）等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。 なお、情報共有システムのシステム要件等は、「情報共有システム実施要領」（東京都住宅政策本部）による。
1．1．9 賃金台帳の整備	受注者は、監督員の指示があった場合において、労働基準法第 108 条及び同法施行規則（昭和 22 年省令第 23 号）第 54 条に基づく賃金台帳を、直ちに提出できるよう整備すること。 受注者は関連業者に対し、このことを周知徹底しなければならない。
1．1．10 工事施行の適正化	受注者は、工事の履行を、主任技術者、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第３項第２号による監理技術者の職務を補佐する者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）及び現場代理人に一任することなく、誠意と責任をもって適切に工事を遂行しなければならない。
1．1．11 各種点検、調査、見学会等への協力	1　監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。 2　上記１の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示があった場合、受注者は、速やかにその指示に従わなければならない。 3　監督員が現場見学会等を開催する場合は、受注者は、これに協力しなければならない。
1．1．12 個人情報の保護	1　都が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は、全て都が保有する個人情報であり、都の許可なく複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。 また、契約が終了し、又は解除されたときも同様とする。 2　個人情報の管理について、受注者は以下の事項を遵守しなければならない。 (1) 個人情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。 (2) 個人情報の運搬には盗難、紛失、漏洩（えい）等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。 (3) その他、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って、本工事に係る個人情報を適切に扱うこと。 3　都から提供を受け、又は受注者が収集し若しくは作成した個人情報が記載された資料等（電子媒体に記録されたものを含む。）について、受注者は、契約の終了後直ちに当該資料等を都に返還し、又は引き渡さなければならない。 4　受注者は、上記１から３までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに都に報告し、都の指示に従わなければならない。

1．1．13
労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 30 条第２項における同法第 30 条第１項に規定する措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）について、同一の場所において本件とは異なる契約による契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事がある場合は、本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

受注者は、労働安全衛生法第 15 条、第 15 条の２及び第 15 条の３に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

1　統括安全衛生責任者
2　元方安全衛生管理者
3　店社安全衛生管理者

1．1．14
設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 17 条から第 23 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続については、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）による。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

1．1．15
官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工及び完了に当たり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条第１項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1．1．16
保険の加入及び事故の補償

標準仕様書 1.1.19 による、ほか次による。

受注者は法定外の労災保険(※)に付さなければならない。また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示又は提出する。

（※）「法定外の労災保険」とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。

第２節　工　事　現　場　管　理

1．2．1
境界杭、測量杭など

1　受注者は、境界点（線）、水準点及び仮水準点（ベンチマーク）について、監督員及び関係者と立会いの上で確認する。
2　工事しゅん功時においても、監督員・関係者と立会いの上で境界石等の確認をする。

1．2．2
監督員詰所

監督員詰所の設置の有無及び設置する場合の位置は図面特記による。その規模は、特記がある場合を除き 10 ㎡程度とし、細部については監督員の指示による。

1．2．3
関連工事等の調整

工程表の作成に当たっては、別途契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事の受注者と打合せを行い、全体工期から別途関連工事等に要する機器等の総合試運転調整期間である 15 日から 20 日程度を差し引いた概成工期を確認した上で、作成すること。

概成工期までに、本工事及び関連工事等に係る各設備機器の施工、受電、総合試運転調整の実施に支障となる個別運転調整及び仕上げ等を完了させ、工事目的物の使用を想定した総合試運転調整を概成工期後に遅滞なく実施できる実施工程表とすること。

工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、総合試運転調整が完了した日を工事完了日とする。

なお、工程表には「概成工期」、「受電日」及び「総合試運転調整に要する工程」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん功するよう協力する。

※概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.2 用語の定義」による。

1．2．4
遠隔臨場の実施

遠隔臨場（動画撮影用カメラ等とWeb会議システム等により映像と音声を配信し、監督員の立会い等を行うことをいう。）の適用及び実施内容は、別に定める「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」（東京都住宅政策本部）による。

第３節　材　　料

1．3．1
製品の製作

1　製品には、製作者名等を表示する。

2　本工事に使用する材料の選定発注はなるべく早期に行い、製作・施工に支障を来さないようにする。

3　機材等の搬入に当たっては、簡易梱包等により、梱包材の削減に努める。

1．3．2
材料の検査等

1　各種材料の検査等は標準仕様書1.4.4によるほか、別に定める「住宅政策本部材料検査実施基準」（東京都住宅政策本部）に基づく試験、確認及び照合による検査を受けるものとする。

なお、次に掲げるものについては、その品質・性能を有するものとして取り扱うことができる。

(1)「品質・性能基準」によると指定されたもので、品質確認報告書又はBLマークが確認できるもの

(2) 公共住宅用資機材品質性能評価事業（以下「品質性能評価事業」という。）により評価を受けた機材で、評価書により確認ができるもの1.2.

(3) 認定品等と指定された機材で「建築基準法認証型式部材等」のマーク等の確認ができるもの

2　コンクリートの圧縮強度試験は、標準仕様書「6.9.3コンクリートの圧縮試験」(2)オの構造体コンクリートの強度の判定（表6.9.2 1回の試験、供試体の養生方法及び材齢）用に作成された供試体を用いて行う、標準仕様書「6.9.5構造体コンクリート強度の判定」をいう。

標準仕様書に定める試験機関等については、東京都都市整備局ホームページに登載されているので、参照する。

1．3．3
環境への配慮

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）に定める特別品目、特定調達品目及び調達推進品目（以下「環境物品等」という。）の調達は、原則として次による。

「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

1　本工事における環境物品等の調達は、次による。

(1) 特別品目

・建設発生土、改良土

・環境配慮型型枠（複合合板型枠等）

・再生クラッシャラン
・再生粒度調整砕石（使用する場合）
・再生加熱アスファルト混合物（使用する場合）
・「スーパーアッシュ／東京都下水道局」を用いたコンクリート二次製品（管渠（かんきょ）、人孔等）（使用する場合）
・エコセメントを用いたコンクリート二次製品（使用する場合）
・多摩産材（直接利用）（植栽控木に使用する場合）
・温室効果ガス削減に資する建設機械
・再生骨材（Ｌ ・Ｍ）を用いたコンクリート
・再生骨材Ｈを用いたレディーミクストコンクリート

(2) 特定調達品目
・排出ガス対策型建設機械
・低騒音型建設機械
・透水性舗装（使用する場合）

2　受注者は、「東京都環境物品調達方針（公共工事）」（東京都）等に定める特別品目、特定調達品目に該当する環境物品等のうち上記１以外のものと、工事で使用する資材等とを比較･精査し、材料の使用部位、要求強度、性能及び品質、生産・供給状況、製造場所から工事現場までの距離等を勘案して、当該環境物品等を使用することができる場合は、その使用に努めること。ただし、その使用に当たっては、事前に監督員の承諾を得ること。

3　受注者は、「東京都環境物品調達方針（公共工事）」（東京都）等に定める調達推進品目の使用を希望する場合は、当該調達推進品目の性能及び使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を得た上で積極的に使用するものとする。

4　受注者は、上記１から３までについて、精査の結果等を予定として「環境物品等使用予定チェックリスト」（東京都都市整備局）に記載して、施工計画書に添付する等して監督員に提出し、確認を受ける。

5　受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等（特別品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等（特定調達品目）使用予定（実績）チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等（調達推進品目）使用予定（実績）チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。
また、当該チェックリストの電子情報を格納した電子媒体を、併せて監督員に提出する。
なお、当該チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

第４節　施　　工

1．4．1
特殊な施工方法

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

1．4．2
色　彩　計　画

本工事の色彩計画については、別に定める「都営住宅色彩計画基準」を原則とする。

1．4．3

標準仕様書1.7.8によるほか、総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料

排出ガス対策型建設機械	を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。
1．4．4 低騒音型・低振動型建設機械	標準仕様書 1.7.9 によるほか、総合施工計画書または工種別施工計画書にカタログ等の資料を添付することにより、適合状況が確認できるようにする。
1．4．5 施工体制等	1　監理技術者等の配置については、「東京都工事施行適正化推進要綱」（平成 22 年３月 15 日 21 財建技第 244 号）によるほか、次による。 (1) 受注者は、工事の規模・内容等により、工事の適切な履行を確保する上で必要があるときは、次に定めるところに従い、監理技術者等の職務を補助する技術者（以下「補助技術者」という。）を配置するものとする。 ア　補助技術者の人数・氏名・補助業務の内容・雇用関係・資格等を記載した補助技術者名簿を監督員に提出するとともに、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。 イ　補助技術者には、下請負者（二次下請負以下を含む。）と雇用関係を有しているものを配置してはならない。 (2) 建設業法の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 なお、この期間のうち、イに限っては、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に完了するものに限る。）の専任の監理技術者として従事することができる。 ア　請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間） 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 イ　工事用地等の確保が未了であること、自然災害の発生、埋蔵文化財調査の実施等により、工事を全面的に一時中止している期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ウ　工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 (3) 専任の監理技術者等が、技術研鑽（さん）のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請けの監理技術者等の場合は監督員、下請けの主任技術者の場合は元請け又は上位の下請けの了解を得ていることを前提として、差し支えない。 2　建設業法第 26 条第３項の規定の適用については、次のとおりとする。 適用にあたっては、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」による。なお、「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」は、東京都財務局ホームページから入手できる。 https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/eizen/tekiseikasuishinyoukou/ 3　施工体制台帳の提出等 (1) 標準仕様書 1.1.10 によるほか、施工体制台帳及び施工体系図は、実際に工事に従事している全ての下請負者を漏れなく記載しなければならない。この場合、オペレーター付きリース下請負契約等につい

ても記載するものとする。

(2) 施工体系図には、一次下請人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名及び工期を記載する。

第５節　工　事　検　査

1．5．1
既 済 部 分 払

既済部分払は次による。

(1) 検査回数は、原則として下表のとおりとする。ただし、その検査時期は、契約締結後 30 日以降とし、最終回の検査時期は、原則として工期満了 30 日以前とする。

契約金額	支払回数
1,000 万円以上 ～2,000 万円未満	１回。ただし、工期が 120 日を超える工事の場合は、２回とすることができる。
2,000 万円以上 ～5,000 万円未満	２回以内。ただし、工期が 180 日を超える工事の場合は、３回とすることができる。
5,000 万円以上 ～1 億 5,000 万円未満	３回以内。ただし、工期が 240 日を超える工事の場合は、４回とすることができる。
1 億 5,000 万円以上 ～3 億円未満	４回以内。ただし、工期が 300 日を超える工事の場合は、５回とすることができる。
3 億円以上	５回以内とする。

(2) 既済部分（出来高）の認定は、これに必要な書類を提出して受けるものとする。

1．5．2
中 間 前 払 金

中間前払金は次による。

(1) 中間前払金は、次の要件を全て満たしていると認められる場合に支払う。

ア　工期の２分の１を経過していること。

イ　工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ　既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の２分の１以上の額に相当するものであること。

(2) 上記(1)アからウまでの各要件を確認するため、次の記載事項を工事履行報告書に記載する。

ア　契約工期及び工期の２分の１を経過する日を記載する。

イ　予定工程及び実施工程を記載する。

ウ　構成率、進捗率及び出来高率を記載する。

(ｱ) 構成率及び進捗率により出来高率を算出し、出来高率の合計が 50%以上となることを確認する。

(ｲ) 出来高の認定に当たっては、現場納入材料についても、出来高金額に含めることができる。

第６節　しゅん功図等

1．6．1
工 事 の 記 録 等

1　標準仕様書 1.2.4 によるほか、工事記録写真の撮影方法及び整理は、「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）に基づくものとし、当該記録写真は工事完了時に電子データで提出するものとする。

2　デジタル工事写真の小黒板情報電子化（被写体画像の撮影と同時に工事写真へ小黒板の記載情報を電子的に記入するもの。以下「電子黒板」という。）については、次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、その旨を監督員へ申請し、承諾を得た上で、電子黒板対象

工事とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という。）に関する資料を添付する。

(1) 対象機器の導入

受注者は、使用機器について、「工事記録写真撮影基準」（東京都住宅政策本部）「第２章　写真撮影の方法」「７　撮影方法」に示す項目の電子的記入ができ、かつ、信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。信憑性確認機能（改ざん検知機能）については、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」に記載されている技術を使用することとする。

受注者は、使用機器の事例について、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、当該ソフトウェア以外のものから使用機器を選定することを妨げない。また、高温多湿又は粉塵等の現場条件の環境により、対象機器の使用が困難な工種においては、必ずしも使用機器を利用しなくてもよいものとする。

(2) 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「工事記録写真撮影基準・同細目」（東京都住宅政策本部）による。

(3) 電子黒板を用いた写真の納品

電子黒板を用いた写真（以下「電子黒板写真」という。）の納品については、「電子納品運用ガイドライン」（東京都住宅政策本部）に定めるものによる。また、電子黒板写真と電子黒板写真を管理したビューアソフトは工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時に受注者は一般社団法人施工管理ソフトウェア産業協会（J-COMSIA）が提供しているチェックシステム（信憑性チェックツール）等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出するものとする。

1．6．2
しゅん功図

1　工事完了に際して、配置図、平面図等、監督員の指示する設計図書及び電子データを提出する。

2　電子データは次による。

(1) 本工事は電子納品（調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。以下同じ。）対象工事とする。

なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン」（東京都住宅政策本部）を参照のこと。

(2) データファイル

データファイル名に、図面番号及び図面名称を記載する。

(3) 図面登録用ファイル

各々ファイル形式に対応した図面登録用ファイルにファイル名及び図面名称を記載する。

3　しゅん功図作成用として都から貸与するデータは、本業務以外の目的に使用しないこと。当該電子データの利用については、別途監督員の指示に従うものとする。

1．6．3
保全に関する資料

標準仕様書 1.9.3 によるほか、その種類、内容及び提出部数は監督員の指示による。

1．6．4
工事実績情報システム（コリンズ）の登録

契約金が500万円以上の工事（改修工事を除く。）は、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。登録手続については、標準仕様書1.1.7による。

第2章　整備工事共通事項

第1節　共　通　事　項

2．1．1
一　般　事　項

この章は、都営住宅団地内で行う第3章から第9章までの各工事について適用する。

2．1．2
用語の定義

第3章以降に表示する図面番号とは、都営住宅整備工事共通詳細図の図面番号のことをいう。図面番号は、共通詳細図の図面名称の末尾に「(○－○－○)」と表記して示す。

第2節　材　　料

2．2．1
材　　料

本工事に使用する材料は、原則として、「住宅政策本部材料検査実施基準」(以下「材料検査基準」という。)及び本仕様書の下記表に基づく検査を受けるものとする（材料検査基準については、材料検査基準「別表3　品目別検査区分表」の建築工事に該当する工事を適用する。)。

表　材料検査要領

<table>
<tr><th>材料名</th><th>検査方法</th><th>試料採取単位</th><th>試料採取量</th><th>試験省略限度</th><th>検査の内容</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3">レディーミクストコンクリート</td><td rowspan="3">試験</td><td>50 m³</td><td>20ℓ</td><td rowspan="2">50 m³</td><td>スランプ</td><td rowspan="2">スランプ試験はJIS A 1101「コンクリートのスランプ試験方法」による。
強度試験用供試体の作り方はJIS A 1132による。</td></tr>
<tr><td>150 m³</td><td>3本</td><td>圧縮強度</td></tr>
<tr><td>1日1回以上</td><td>3回/試料</td><td>－</td><td>塩化物量</td><td>塩化物量試験は、JASS 5T－502（フレッシュコンクリート中の塩化物量の簡易試験方法）JASS 5T－501（フレッシュコンクリート中の塩化物量試験方法）</td></tr>
</table>

(注) ア　試料採取単位、試験省略限度欄の数量は、品目別（コンクリート強度等）の数量とする。
イ　レディーミクストコンクリートの使用量が50 m³以下であっても、高さ1m以上の擁壁、これと同様の重要構造物、及び自転車置き場等の建築物においては、スランプ試験・圧縮強度試験を行う。

2．2．2
砂（しゃ断層用、埋戻し用、敷砂、コンクリート用洗　砂　）

1　強硬・耐久的で、ごみ、泥、有機不純物などを有害量含まないものとする。

2　粒度は下表のとおりとする。

呼び名＼公称目開き（㎜）	ふるいを通るものの質量百分率（％）							
	10	5	2.5	1.2	0.6	0.3	0.15	0.075
しゃ断層用砂	－	100	70～100	－	－	－	－	0～4
敷砂	－	100	60～100	－	－	－	－	0～8
埋戻し用砂	－	100	50～100	－	－	－	－	0～10
コンクリート用洗砂	100	90～100	80～100	50～90	25～65	10～35	2～10	－

（注）1. これらの公称目開きはそれぞれ JIS Z 8801-1（金属製網ふるい）に規定する公称目開き 9.5㎜、4.75㎜、2.36㎜、1.18㎜、600μm、300μm、150μm及び75μmである。
2. 粘土質の細粒部分が多い試料のふるい分け試験は、JIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）に準じて行い、75μふるいの通過重量百分率を求めるものとする。

2．2．3
砕石（クラッシャーラン、単粒度、粒度調整）

1　原石は、玄武岩、安山岩、石英粗面岩、硬質砂岩、硬質石灰岩若しくはこれに準ずる材質の岩石又は砕石の最大粒径の３倍以上の玉石とする。

2　細長く薄い石片を有害量含んでいないものとする。

3　強硬・耐久的及び均質的であり、軟らかい又は壊れやすい石片を有害量含んでいてはならない。

4　清浄であり、ごみ、泥、有機物などを有害量含んでいてはならない。

5　粒度は次表のとおりとする。

呼び名＼公称目開き(㎜)＼粒度範囲(㎜)			ふるいを通るものの質量百分率（％）												
			100	80	60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	0.4	0.075
クラッシャーラン	C－40	40～0	－	－	－	100	95～100	－	－	50～80	－	15～40	5～25	－	－
	C－20	20～0	－	－	－	－	－	－	100	95～100	60～90	20～50	10～35	－	－
単粒度砕石 S－80（1号）		80～60	100	85～100	0～15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
単粒度砕石 S－30（4号）		30～20	－		－	－	100	85～100	－	0～15	－	－	－	－	－
粒度調整砕石	M－40	40～0	－		－	100	95～100	－	－	60～90	－	30～65	20～50	10～30	2～10
	M－30	30～0	－		－	－	100	95～100	－	60～90	－				

（注）これらの公称目開きはそれぞれ JIS Z 8801-1（金属製網ふるい）に規定する公称目開き106㎜、75㎜、63㎜、53㎜、37.5㎜、31.5㎜、26.5㎜、19㎜、13.2㎜、4.75㎜、2.36㎜、1.18㎜、425μm及び75μmである。

		絶乾密度（g/cm³）	吸水率（%）	すり減り減量（%）
クラッシャーラン		—	—	40 以下
単粒度砕石	1 種	2.45 以上	3.0 以下	35 以下
	2 種	—	—	40 以下
粒度調整砕石		2.45 以上	3.0 以下	35 以下

2．2．4 再生砕石（クラッシャーラン、単粒度、粒度調整）

1　アスファルトコンクリート発生材及びセメントコンクリート発生材から製造した再生骨材、路盤発生材などを単独又は相互に組み合わせ、これに必要に応じて補足材料（砕石、高炉スラグ、クラッシャーラン、砂等）を加えて所定の品質が得られるように調整したものとする。

2　アスファルトコンクリート発生材を混入する場合には、混入割合が質量比で 50%未満とする。再生粒度調整砕石の場合は、重量比で 30%未満とするか、混入率が 30%を超えるものについては所定の性能が得られるように安定処理を行うものとする。ただし、セメントによる安定処理を行う場合は、六価クロム対策を行うこと。

3　軟らかい又は壊れやすい石片、ごみ・泥などを有害量含まないものとする。

4　材質は、下表のとおりとする。

5　粒度、修正 CBR 及びそ性指数は、次表のとおりとする。

呼び名 ＼ 公称目開き（mm） 粒度範囲（mm）		ふるいを通るものの質量百分率（%）								修正 CBR %	そ性指数 PI%	用途
		50	40	30	20	5	2.5	0.4	0.075			
RC－40	40～0	100	95～100	－	50～80	15～40	5～25	－	－	40 以上	6 以下	下層路盤
RC－30	30～0	－	100	95～100	55～85	15～45	5～30	－	－	40 以上	6 以下	下層路盤
RM－40	40～0	100	95～100	－	60～90	30～65	20～50	10～30	2～10	90 以上	4 以下	
RM－30	30～0	－	100	95～100	60～90	30～65	20～50	10～30	2～10	90 以上	4 以下	

（注）これらの公称目開きはそれぞれ JIS Z 8801-1（金属製網ふるい）に規定する公称目開き 53 ㎜、37.5 ㎜、31.5 ㎜、19 ㎜、4.75 ㎜、2.36 ㎜、425 μm 及び 75 μm である。

すり減り減量（%）
40 以下

2．2．5 モルタル

1　砂は、有害量の鉄分、塩分、ごみ、泥及び有機不純物を含まない左官砂とする。

2　水は清浄で、有害量の塩分、鉄分、硫黄分、有機物などを含まないものとする。

3　セメントは JIS R 5210（ポルトランドセメント）の普通ポルトランドセメントの規定に合格するものを用いる。

4　白セメントは JIS R 5210（ポルトランドセメント）の規定に合格するものを用いる。

5　顔料は、耐アルカリ無機質のもので太陽の直射や 100℃以下の温度によって著しく変色せず、また、

金物をさびさせない良質のものとする。

6　混和材料（AE剤、減水剤、防水剤及び顔料）をモルタルに使用するとき、その使用量は強度に著しく影響のない量とする。

2．2．6
コンクリート

1　使用するコンクリートは、次による。

(1) 工事に使用するコンクリートは、鉄筋コンクリート構造物は普通 18-12-20N とし、その他の場合は普通 18-8-20N を標準とする。再生骨材コンクリートを使用する場合は、都営住宅整備工事特記仕様書による。

(2) 原則として JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）による JIS 表示認可工場で製造されるレディーミクストコンクリートを使用する。

2　コンクリート表示は、次による。

普通 n_1 － n_2 － x_1 x_2　（例　普通 18 － 8 － 20 N）
（1）（2）（3）（4）（5）　（1）（2）（3）（4）（5）

(1) コンクリートの種類

(2) コンクリートの設計基準強度＝n_1×1N／mm^2（例：18N／mm^2）

(3) スランプ＝８㎝

(4) 粗骨材の最大寸法＝20 ㎜

(5) セメントの種類による記号

3　設計基準強度の無筋コンクリート（普通）は、高炉セメント（B種）を使用したコンクリートにより代替できるものとする。

4　アルカリ骨材反応抑制対策

(1) 仮設構造物を除くコンクリート構造物及びコンクリート製品に適用する。

(2) 骨材アルカリシリカ反応性試験（化学法又はモルタルバー法）による結果で無害と確認された安全なものを使用する。

5　コンクリート中の塩化物総量規制

(1) 鉄筋コンクリート及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート構造物における許容塩化物量は、0.3 kg／m^3（CL 重量）以下とする。

(2) 適用の範囲は、鉄筋や PC 鋼材を補強材として用いるコンクリート構造物で、高さ１ｍ以上の擁壁及びこれと同等の重要構造物とする。

(3) コンクリート工場製品を使用する場合は、許容塩化物量以下であることを証明する試験成績書の写しを提出する。

2．2．7
型　　枠

1　合板型枠は、原則として JAS に規定するコンクリート型枠用合板とし、厚さ 12 ㎜以上とする。

2　合板型枠の材料は、原則として針葉樹合板又は複合合板とし、表面に塗装したものを使用する。また、合板型枠は反復使用回数の増加に努める。

3　鋼製型枠を使用する場合は、JIS A 8652（金属製型わくパネル）による。

2．2．8
鉄　　筋

1　鉄筋は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）による SD295 とする。ただし、鉄筋コンクリート擁壁等構造物については、図面の指示による。

2　鉄柵類手すりは、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）SS 400 棒鋼とする。

2．2．9
硬質塩化ビニル管

1　硬質塩化ビニル管は JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）の VP 又は VU とする。
2　継手は、VP 管は JIS K 6739（排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手）DV とし、屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手として、配管材料に適合した継手とする。

2．2．10
鋼製網蓋
（グレーチング）

1　鋼製網蓋及び受枠は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）に規定する 2 種（SS 400）又はそれと同等以上の品質を有するものとし、圧接型とする。
　また、有害な傷がなく、形状・寸法が正しく、表面が平らで、そり・ねじれなどがなく、外観の良いものとする。
2　団地内道路(歩道及び歩行路を除く。)では、積載荷重 14t 以上とする。また、開口面性比は 68%以上とする。
3　形状・寸法は、図面による。
4　鋼製網蓋本体の表面仕上げは、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）により、受枠は樹脂系塗料等で防錆（せい）加工したものとする。
5　ボルト締め等、固定されるもの以外は、盗難防止のため、鎖付きとする。
6　製造業者名又はその略号を明示するものとする。
7　人の通る場所には、原則として桝（ます）は設けない。ただし、必要な場合は、コンクリート蓋とする。
8　ボルト固定部には、角型キャップを取り付ける。
9　車いす、人が通行する箇所には、原則細目タイプ（ノンスリップタイプ）を使用する。

2．2．11
木材

1　木材は、防腐防蟻剤を加圧注入処理したものとし、公益財団法人日本住宅・木材技術センターの認証した屋外製品部材又はそれと同等以上のものとする。
　なお、防腐防蟻剤には、クレオソート油及びクロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤（CCA）を使用してはならない。
2　防腐防蟻剤の加圧注入処理は、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による。
　また、現場搬入した処理材については、JIS A 9002 の 11（保存処理の状況及び結果の記録）によって記録した証明書を提出する。

第 3 節　施　　工

2．3．1
砂

砂は、均等に敷きならし、タンパ等で十分突き固める。

2．3．2
砕石（クラッシャーラン、再生クラッシャーラン、単粒土、粒度調整）

砕石は、均等に敷きならし、タンパ等で十分突き固める。

2．3．3
モ　ル　タ　ル

1　モルタル調合は、容積比をセメント１に対して砂２又はセメント１に対して砂３とし、特記がある場合を除き、セメント１に対して砂２とする。

2　下塗りは、上塗りより良調合のものを用いる。

3　下塗り、上塗りともに、引通し良く仕上げる。

2．3．4
コンクリート

1　コンクリートの打込み前に運搬機械及び打設機具に付着しているコンクリート、雑物等を除き、併せて打込み箇所を清掃する。

2　床掘り等の滞留水は、打込み前に排除する。

3　コンクリート打込みは、表面が水平になるように行い、打込み中に表面に浮かび出たレイタンス及び水は排除する。

4　手押し車等を使用する場合は、運搬路を平坦にして、材料の分離を防止する。

5　コンクリートは、打込み後、低温、急激な温度変化、乾燥、荷重等の影響のないよう十分養生する。

6　金ごて仕上げとは、木ごてで塗り上げて、金ごてで仕上げる。

7　刷毛引き仕上げとは、木ごて仕上げの上、はけ目を正しく粗面に仕上げる。

2．3．5
型　　枠

1　型枠は、コンクリート部材を位置、形状及び寸法に正しく一致させ、堅固で荷重、乾燥、振動機の影響等による狂いが起こらないものとする。

2　型枠は、容易かつ安全に取り外すことができるものとし、せき板及びパネルの継目は、通りよく、鉛直又は水平でモルタルの漏れない構造とする。

3　型枠の内面には、剥離材を塗布する。ただし、表面仕上げ材料の付着に、有害な影響を与える場合は、塗布してはならない。

4　せき板の再使用に当たっては、使用前にコンクリートに接する面を清掃する。その際、鋼製のものは砂を吹き付けたり、ワイヤーブラシ等でこすってはならない。

5　型枠の存置日数は表による。

表　　型枠存置日数

項　目 ＼ 部位		基礎及び壁
項　目 ＼ 存置期間中の平均気温 ＼ セメントの種類		普通ポルトランドセメント
型枠存置期間（日）	20℃以上	4
	10℃以上 20℃未満	6
	5℃以上 10℃未満	8

2．3．6
鉄　　筋

1　加工

(1) 鉄筋は設計図に示す形状及び寸法に合わせ、かつ、材質を害さないよう加工する。

(2) 普通棒鋼のフックは 180°又は 135°加工とし、折り曲げてからそれぞれ鉄筋直径の４倍以上、６倍以上真っすぐに延ばす。

(3) 異形棒鋼のフックは直角とし、折り曲げてから鉄筋直径の８倍以上真っすぐに延ばす。

2　組立て

(1) 組立て前に清掃し、浮きさびその他の有害物を除去する。

(2) 鉄筋は正しく配置し、コンクリート打込みに際して動かないように堅固に組み立て、必要に応じて組立て用鉄筋を用いる。

(3) 鉄筋の交点の要所は、直径 0.8 ㎜以上の結束線で緊結する。

(4) 鉄筋とせき板との間隔は、スペーサー等を用いて正しく保持する。

3　継手

(1) 鉄筋の重ね継手は、直径 0.8 ㎜以上の結束線で数箇所緊結する。

(2) 鉄筋の継手の長さは、表による。ただし、末端のフックは重ね、長さに加算しない。

4　定着

下記の表による。

表　　鉄筋の重ね継手及び定着の長さ

	鉄筋の種類		継手の長さ	定着の長さ
あり フック	異形棒鋼	SD295	35 d	30 d
なし フック	異形棒鋼	SD295	45 d	40 d

5　鉄筋のかぶり

鉄筋に対するコンクリートの最小かぶり厚さは、表によるものとし、かつ、鉄筋の直径以上とする。

表　　鉄筋の最小かぶりの厚さ（㎜）

施工区分		床・壁	基礎
地上露出のもの	モルタル塗り等の仕上げをするもの	40	―
	モルタル塗りなどの仕上げをしないもの	50	―
土に接するもの		50	70

2．3．7　塗　装　一　般

素地ごしらえ

1　塗装面の材質及び種類に応じて、素地ごしらえを行う。

2　塗装は、塗装周辺部が汚損しないように、十分な養生をしてから行う。

3　塗装は、塗装の乾燥時間（放置時間）内に行ってはならない。

4　塗装は、次の(1)及び(2)に示す気象条件又は環境条件にある場合は、原則として行ってはならない。

(1) 塗装場所の気温が５℃以下、湿度が 80%以上又は換気が十分でない等のため、塗料の乾燥に不適当な場合

(2) 降雨雪及び強風又は過度の通風、塗装場所の不潔等によって水滴、浮塵（じん）、砂塵（じん）等が塗膜に付着しやすい場合

5　不透明塗料塗りにおいて、下塗りの工程は、上塗りと異なった色によって塗り分ける。

6　配色は、あらかじめ塗り見本又は現場塗りにより監督員の承諾を得る。

7　水系型は、有害金属（鉛及びクロム類）を配合せず、金属類 0.05%以下及び VOC５%以下のものとする。

2．3．8　電気亜鉛メッキ

JIS H 8610(電気亜鉛めっき)の３級以上とし、クロメート皮膜の等級・種類は、JIS H 8625（電気亜鉛めっき及び電気カドミウムめっき上のクロメート皮膜）の CM2C とする。

2．3．9
合成樹脂調合ペイント塗り（SOP 塗り）及びさび止め

標準仕様書第 18 章塗装工事及び下記による。

(1) 汚れ、付着物及び油類の除去。

(2) 切口、現場溶接等、表面処理の損なわれた部分は、高濃度亜鉛末エポキシ塗料（エポキシ系ジンクリッチプライマー）を塗る。

(3) エッチングプライマー（JIS K 5633 1種）を塗る。

(4) 鉛・クロムフリーさび止めペイント（JIS K 5674 1種）を塗る。ただし、下地が電気亜鉛メッキの場合は、一液形変性エポキシ樹脂さび止めペイント（JPMS 28）とする。

(5) SOP2 回塗りを行う。

第４節　土工事

2．4．1
土　工　事

工事の施工に先立ち、現地調査の上、次の項目について、必要に応じ計画書を作成する。

(1) 土の配分計画

(2) 工程計画

(3) 土工機械の種類等

(4) 「東京都建設リサイクルガイドライン」（東京都都市整備局に定める各種必要書類）

2．4．2
施工方法

土工事は、原則として機械施工とする。

2．4．3
根　切　り

1　根切り法（のり）面の勾配及び深さについては、安定性に注意する。

2　根切りは施工計画書に基づき、切取り面が不安定な形にならないよう、バランス良く堀り進める。

3　根切り箇所に近接して構造物、道路又は埋設物がある場合には、これらに損傷を与えないよう処置する。

4　掘削中に水道管、ガス管、ケーブル等の埋設物に遭遇したときは、これらを損傷しないよう養生した上で、その処置については監督員及び関係機関と直ちに協議する。

5　根切り周辺には施工計画において想定した以上の荷重や振動が加わらないようにする。

6　根切り施工期間中は危険状態を察知するために、ひび割れの観察、標柱等により地表面、護岸等の移動測定などを行う。

7　根切りは構造物の施工に支障のない程度の余裕を保ち、必要に応じ山留めをし、所定の深さに掘り下げ、底面を撹乱しないように丁寧にすき取り、むらのないようならす。

また、機械施工の場合でも、最終床付面は特に入念に施工する。

8　地下水の状態に注意し、湧き水による根切り面の崩壊の防止策を検討し、施工する。

2．4．4
埋　戻　し

1　埋戻し、残土処分等はコンクリート打設又はブロック敷設養生後速やかに行う。

2　埋戻しは、地下構造物に損傷を与えないよう留意する。

3　埋戻しは、監督員の承諾した土砂を使用して、沈下しないように行い、1層の仕上り厚さが 30 ㎝以下になるように均一に締め固める。

4　排水管の埋戻しは、排水管が移動しないように管の中心線程度まで埋め戻し、排水管を移動させない

ようにして土を十分充填した後、所定の埋戻しを行う。

5　埋戻し材に使用される土は、がれき、木くず、岩塊等の遺物は取り除いたものを使用する。

2．4．5
盛　　土

盛土は、水平な層で敷きならし、均等に締め固める。

2．4．6
残　土　処　分

残土処分は、第1章総則第1節共通事項により、受注者の責任において、適切な処理と有効活用に努める。ただし、特記がない場合には、監督員と協議の上、敷地内に敷きならす等の処分をする。

2．4．7
植 込 地 用 土

植栽予定地の造成に用いる植込地用土は、火山灰土を主体とした耕土又は腐植を含む良質土とし、雑草・がれきなどが混入していないものとする。

2．4．8
排　　水

1　工事に支障を及ぼす湧き水、漏水、滞水等がある場合は、現場の状況に適した方法により排水する。

2　排水は現場の状況に応じ、土砂の流入を伴ったり、水みちをつけたりすることのない方法で行う。

2．4．9
山　留　め

1　山留め工事に先立ち施工計画書を提出する。

2　施工計画書はボーリング図、土質試験結果、各種試験結果、地中埋設物調査結果、周辺測量図、付近の実施例等を参考にし、安全性を十分検討した上で作成し、裏付けとなる安定計算等の資料を添付する。

3　山留め設置及び存置期間中、安全上必要な観察及び点検を常時行い、異常を発見したときは、直ちに補強その他の処置をする。必要のあるときは、計測等を実施する。

また、取払い時においても、同様に安全性に注意し、構築物等に支障を来さないようにする。

4　山留め面積・根入長に著しい変更があるとき、又は山留め施工計画・山留め工法を変更する必要が生じたときは、監督員と協議する。

5　各工法については、図面による。

第３章　敷　地　造　成　工　事

第１節　外 構 工 事

図面番号

（１－１－1）　出入口コンクリート叩き

（１－１－2）　歩　行　路

（1）材料

伸縮目地は、杉板２等　(厚さ 11 ㎜)　とする。

（2）施工

勾配のある場合には、 勾配が一様になるように路床整正を行う。

（1－1－3A）　コンクリート平板敷

（1－1－4A）　レンガ舗装

(1) 材料

ア　平板の種類及び規格

コンクリート平板は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）の規格品とする。

単位 ㎜

種　　類	規　　格	許　容　差	
		縦・横	厚　さ
コンクリート平板	300×300×60	±３以下	＋2 －3　以下

イ　レンガは、焼過レンガ（210×100×60）とする。

(2) 施工

ア　路床は、所定の高さで整正し、均等な支持力が得られるよう締め固める。

イ　遮断層を設ける場合は、路床を損なわないよう均等に敷きならすこと。

ウ　縁石その他の工作物との取合いを考慮した割付け図を作成する。

エ　割付けによって、端数が生じた場合は、原則として、現場加工によって納まりよく仕上げる。

オ　目地は、指定されたパターン及び目地幅によって、ゆがみなく仕上げる。コンクリート平板の目地は、幅３㎜を標準とし、細目砂を充填する。レンガ舗装は舗装表面にモルタルを付着させてはならない。

カ　平板等の据付けは、所定の表面勾配が得られるよう、水糸を張って正確に行う。

キ　広い面積の舗装を行う場合は、側溝及び桝（ます）の配置を考慮し、勾配をとる方向等を決定する。

（１－１－5）　カラーアスファルトコンクリート舗装（歩道用）

(1) 材料

ア　アスファルト混合物

原則として、バッチミキサ付プラント又は連続ミキサ付きプラントで製造されたものとする。

イ　カラーアスファルト混合物

項　　目		規　格	摘　　要
密　　度		2.2(kg/cm³)以上	マーシャル安定度試験
バインダー	使　用　量 針入度（25℃） 軟　化　点 引　火　点	7.5～8.0% 80～100 44℃以上 240℃以上	JIS K 2207 JIS K 2207 JIS K 2265
顔　　料	茶(Fe_2O_3)	純度 68%以上 使用量２%以上	
骨　　材	茶	砕石、砂、石粉	トペカ 5mm 以下

ウ　石油アスファルト乳剤

(ｱ)　道路の舗装に使用するカチオン乳剤で、以下の規定に適合するものとする。

(ｲ)　漏れない堅固な容器に入れ、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）に定められた種類又はその略号、製造業者名又はその略号及び製造年月日又はその略号を明示する。

(ｳ)　品質は JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）による。

(2) 施　工

ア　標準仕様書第 21 章第２節舗装工事によるほか、次による。

イ　路床工

(ｱ)　路床を締め固める場合は、その土地に適合した締固め機械を用いなければならない。

(ｲ)　土の種類により、乱すと支持力が低下する場合や、地下水位の高い場合は、路床土を損なわないよう施工する。

(ｳ)　路床土の中に芝、草、竹の根、木株などの有機物や転石その他の有害物があった場合又は路床土に不良箇所があった場合は、これを取り除く。

(ｴ)　取り除いた部分は良質土で置き換える。なお、地下埋設物があった場合は、監督員の指示を受ける。

(ｵ)　滞留水又は湧き水があった場合は、適切な排水処理を行う。

(ｶ)　路床仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工する。

(ｷ)　路床工が終わったときは、所要の点検を行う。

ウ　路盤工（粒度調整砕石層）

(ｱ)　路床面を損傷しないよう十分注意して、均一な厚さに敷きならし、所定の密度が得られるまで転圧する。

(ｲ)　締め固め完了後は、所定の割合で密度の測定をする。

(ｳ)　プライムコートは、転圧完了後直ちに所定量を均一に散布して養生する。

エ　アスファルトコンクリート層

施工継目は、既設部分を垂直に切り取り、必要に応じてアスファルト乳剤を薄く塗布する。

オ　表層工一般

(ｱ)　舗設に先立ち、路盤の表面を入念に清掃する。

(ｲ)　路盤面は、損傷しないように注意して施工する。損傷を生じたときは、施工前に手直しを行う。

(ｳ)　降雨等のため、工事の施工が不適切なときは、施工を避ける。

カ　アスファルトコンクリート層（混合物運搬工）

(ｱ)　混合物の出荷温度及び到達温度は１車ごとに測定する。その温度は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲とする。運搬中の温度低下を招くことがないよう保温に留意し、シートの類で覆うなど、適切な処置をする。

(ｲ)　混合物を運搬車に積み込み、又は荷降ろしする場合は、分離を起こさないようにする。

(ｳ)　現場の状況又は必要量に応じて適切に配車し、舗設に支障のないように運搬する。

キ　アスファルトコンクリート層（手仕上げ舗設工）

(ｱ)　混合物の敷きならしは、特に熟練者を充てて迅速に行い、均一な密度、転圧後所定の厚さ及び形状が得られるように施工する。

(ｲ)　その他については、ケの各規定を準用して施工する。

ク　アスファルトコンクリート層（機械仕上げ舗設工）

(ｱ)　舗設は、原則として雨天又は気温５℃以下の場合には行わない。

(ｲ)　舗設に先立ち、路盤が湿っている場合は乾燥させる。

(ｳ)　街きょ等の路面構造物の接触面には、瀝（れき）青材を均等に塗布する。

(ｴ)　混合物の敷きならし厚さは、締固め後の厚さが所定の値になるように調整する。

(ｵ)　混合物は敷きならし前に分離を起こしたり、温度が所定温度の範囲外の場合、又は部分的に固まったりしている場合は、使用しない。

ケ　アスファルトコンクリート層（転圧工）

(ｱ)　混合物の敷きならし後、点検をしてから、転圧を開始する。

(ｲ)　水がたまらないよう平坦に仕上げる。

(ｳ)　横断方向は、所定の勾配がとれているか定規等をもってチェックする。

(ｴ)　施工後、交通開放する場合、舗装表面温度が 50℃以下に低下してからとする。

（１－１－６）　コンクリート叩き（重荷重用）

(1) 材料

伸縮目地は、杉板２等（厚さ 11 ㎜）とする。

(2) 施工

階段は、勾配が一様になるように路床整正を行う。

（１－１－７A）　視覚障害者誘導用ブロック A（通路用）

（１－１－７B）　視覚障害者誘導用ブロック B（歩道用）

（１－１－７E）　視覚障害者誘導用ブロック設置標準（参考）

（１－１－８A）　インターロッキングブロック

（１－１－８B）　インターロッキングブロック（パターン図）

（1－1－8C） インターロッキングブロック（透水性）

(1) 材料

ブロックの種類及び規格は次のとおりとする。

種　類	規　格	許 容 差	備　考
視覚障害者誘導用ブロック A・B	300×300×54～60＋5(6)	対角長±3㎜、突起高±1㎜、縦・横±3㎜、厚さ＋3・－2㎜以下	

ア　視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T9251 に準じる。

イ　インターロッキングブロックは吸水率５％以下及び出荷材齢 14 日以上とし、曲げ強度は 5.0N／㎜^{2}以上及び圧縮強度は 32N／㎜^{2}以上とする。

ウ　インターロッキングブロック（透水性）は、曲げ強度は 3.0N／㎜^{2}以上、圧縮強度 17N／㎜^{2}以上、透水係数 1.0×10^{-4} m／sec 以上とする。

エ　透水シートは厚 0.5～0.6ｍｍとする。

(2) 施工

ア　路床は、所定の高さで整正し、均等な支持力が得られるよう締め固める。

イ　縁石その他の工作物との取合いを考慮した割付け図を作成する。

ウ　目地は、指定されたパターン及び目地幅によって、ゆがみなく仕上げる。視覚障害者誘導用ブロックの目地は、幅６㎜程度とする。

エ　ブロックの据え付けは、所定の表面勾配が得られるよう、水糸を張って正確に行う。

オ　視覚障害者誘導用ブロックの使用区分は、次による。

(ｱ)　線状ブロックは、平行する線状の突起をその表面に付けたブロックをいう。方向指示用で、主に誘導施設等の方向を示す。

(ｲ)　点状ブロックは、点状の突起をその表面に付けたブロックをいう。位置表示用で、主に注意すべき位置や誘導対象施設の位置を示す。

カ　遮断層を設ける場合は、路床を損なわないよう均等に敷きならしすること。

（1－2－1） 階段

(1) 材料

ア　伸縮目地は、杉板２等（厚さ 11 ㎜）とする。

イ　手すりはステンレスパイプとして、JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管）の SUS 304(径 42.7㎜、厚さ 3.0 ㎜)とする。

(2) 施　工

ア　階段は、勾配が一様になるように路床整正を行う。

イ　ステンレスパイプは、磨き仕上げとし、原則として工場生産とする。接合部は溶接とし、凹凸のないよう入念に製作する。特に、足周り化粧プレートは、危険防止のため面取りをする。

（1－3－1） 縁石１、２、３（A、B）（見切り用）

(1) 材料

縁石は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）又はこれに準ずるものとする。

(2) 施工

ア　コンクリートブロック据付けは、ならしモルタル（1：3）及び目地モルタル（1：2）により、

通りよく、平坦に行う。

イ　曲線部の半径のとり方は、ブロック外面までの寸法とする。

（1－3－5A）　コンクリート土留

（1－3－6A）　コンクリート土留（さく用）

(1) 材料

伸縮目地は、瀝（れき）青系目地厚さ10㎜とする。

(2) 施工

伸縮目地は、10m間隔を標準とし、更に高さの変化する箇所、曲がり部の始点、終点等に設け、基礎まで切る。

（1－4－1B）　車止め

(1) 材料

ア　SE　SF　SG　SH（H＝600）

ステンレスは、JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管）の SUS 304（径42.7㎜又は径48.6㎜、厚さ３㎜）とする。

イ　SI（H＝700）

ステンレスは、JIS G 3446（機械構造用ステンレス鋼鋼管）の SUS 304 径 76.3 ㎜(耐荷重 2t)とする。

(2) 施工

ア　ステンレスは工場生産とし、ステンレスの仕上げはメーカー仕様とする。また、接合部は凹凸のないよう入念に加工する。

イ　コンクリートは、中高に金ごて仕上げとする。ただし、土、ダスト舗装等に設置する場合は、40㎜内外の面取りとする。

（1－4－5A）　案内板02型（大型）

（1－4－5B）　案内板02型（中－1型）

（1－4－5D）　バリアフリー対応用追加表示

（1－4－5E）　案内板02型 表示要領

（1－4－5F）　案内板02型（大型）カラー表示参考図　４色（A）

（1－4－5G）　案内板02型（大型）カラー表示参考図　４色（B）

（1－4－5J）　案内板02型（一団地用）カラー表示参考図　７色

(1) 材　料

高耐候性鋼は JIS G 3125（高耐候性圧延鋼材）により、その他の鋼材は JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による。

(2) 施工

原則として、工場生産とする。

（1－4－5C）　案内板 02 型（中－2 型）

（1－4－5E）　案内板 02 型 表示要領

(1) 材料

主要鋼材は JIS G 4304（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）により、その他の鋼材は JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）による。

(2) 施工

原則として、工場生産とする。

第２節　排水工事

図面番号

（1－5－1A）　塩化ビニル管敷設・排水桝（特殊改良桝）

(1) 材料

ア　縁塊、側塊及び蓋は、その質が緻密で有害な傷がなく、形状及び寸法が正しく、上面及び下面が平らで、そり、ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

イ　グレーチング蓋は、第２章第２節 2.2.10 鋼製網蓋（グレーチング）による。

ウ　塩化ビニル管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）の VU とする。内外面は、なめらかで有害な傷、縦筋、割れ、ねじれその他の欠点のないものとする。

エ　排水桝のコンクリートの比重は 2.3 以上、圧縮強度は 21N／mm^2以上とし、鉄線は JIS G 3532（鉄線）による。

(2) 施工

ア　図面により位置等が判明しない場合は、監督員の指示による。取付け部は、その形状に倣い、取り合わせる。

イ　桝の蓋は、路面に倣いなじみよく据え付ける。

ウ　継手は、排水用硬質塩化ビニル管継手(VP 管)又は屋外排水設備用硬質塩化ビニル管継手(VU 管)による冷間工法とし、継手には接着剤を用いる。

エ　管路は、所定の位置に下流部から順次に施工するものとし、管径の異なる部分は、原則として管頂接合とする。

オ　排水管は、埋戻しに先立ち通水試験を行い、その結果を受けて監督員の立会いの下、通水試験を行う。

カ　在来設備に連結する場合は、在来設備に支障のないように取り合わせ、その接合部を補修する。

（1－5－1B）　角形汚水桝（特殊改良桝）

(1) 材料

ア　縁塊、側塊及び蓋は、その質が緻密で有害な傷がなく、形状及び寸法が正しく、上面及び下面が平らで、そり、ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

イ　塩化ビニル管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）の VU とする。内外面は、なめらかで有害な傷、縦筋、割れ、ねじれその他の欠点のないものとする。

ウ　排水桝（ます）のコンクリートの比重は 2.3 以上、圧縮強度は 21N／mm^{2}以上とし、鉄線は JIS G 3532（鉄線）による。

(2) 施工

ア　図面により位置等が判明しない場合は、監督員の指示に従い、取付け部はその形状に倣い、取り合わせる。

イ　桝（ます）の蓋は、路面に倣い、なじみよく据え付ける。

ウ　インバートは、マンホール施工後、底部半円型溝をモルタル（1：2）で、流線方向に倣い、入念に仕上げる。

エ　側塊及び縁塊は、モルタル接合とする。

（１－５－２）　円形汚水桝（ます）

(1) 材料

ア　縁塊・側塊及び底版塊

(ｱ)　その質が緻密で有害な傷がなく、形状・寸法が正しく、上面及び内面が平らで、そり、ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

(ｲ)　製造業者名又はその略号及び成形年月日を明示する。

(ｳ)　コンクリートの比重は 2.3 以上で、かつ、出荷時の圧縮強度は 21N／mm^{2}以上とする。

イ　蓋

(ｱ)　鉄枠は JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に規定するねずみ鋳鉄品 3 種（FC 200）又はそれと同等以上の品質を有するものとし、その質が緻密で有害な傷がなく、形状・寸法が正しく、そり・ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

(ｲ)　製造業者名又はその略号及び成形年月日を明示する。

(ｳ)　中心に明示する記号は、合流式の場合には都の紋章とし、分流式の場合は「汚」又は「雨」の表示とする。

(2) 施工

ア　図面により位置等が判明しない場合は、監督員の指示に従い、取付け部は、その形状に倣い、取り合わせる。

イ　桝（ます）の蓋は、路面に倣い、なじみよく据え付ける。

ウ　インバートは、マンホール施工後、底部半円型溝をモルタル（1：2）で、流線方向に倣い、入念に仕上げる。

エ　側塊及縁塊は、モルタル接合とする。

（１－５－３）　U形側溝（砂基礎）

(1) 材料

U形側溝は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）による。

(2) 施工

ア　工事施工後、直ちに養生をする。

イ　養生期間中は、荷重及び衝撃を与えないよう注意する。

ウ　流水面は、計画高を保持し、滞水のないように十分注意して施工する。

（1－5－10）　雨水流出抑制施設配置設計例（参考図）

（1－5－12）　浸透桝

(1) 材料

縁塊、側塊及び蓋は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）に準ずる。

(2) 施工

ア　図面により位置等不明な場合は、監督員の指示に従い、取付け部は、その形状に倣い、取り合わせる。

イ　桝の蓋は、路面に倣い、なじみよく据え付ける。

（1－5－13）　前処理桝

(1) 材料

ア　縁塊、側塊及び蓋は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

イ　防塵金網及び管口フィルターはステンレス製とする。

(2) 施工

縁塊、側塊及び蓋は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

（1－5－14）　オーバーフロー桝・放流桝（参考図）

(1) 材料

オーバーフロー桝は浸透桝（1－5－12）により、放流桝は排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

(2) 施工

オーバーフロー桝は浸透桝（1－5－12）により、放流桝は排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

（1－5－15）　２連桝（参考図）

(1) 材料

縁塊及び蓋は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

(2) 施工

縁塊及び蓋は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

（1－5－16）　オリフィス桝（参考図）

(1) 材料

防塵金網、管口フィルター及びオリフィスはステンレス製とする。

第３節　門及び塀工事

図面番号

（１－６－15）　なまし鉄線さく

(1) 材料

ア　支柱は、杉又はひのきの切丸太皮剥ぎ材とする。

イ　出入口木戸は、杉板１等とする。

ウ　なまし鉄線は、JIS G 3532（鉄線）による。

(2) 施工

ア　支柱の打込みは、柱頭を養生し、木槌で行う。

イ　切丸太の防腐処理は、設計図面等により指示がある場合に行う。

なお、防腐処理する場合はクレオソート油木材防腐剤及びクロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤（CCA）を使用してはならない。

ウ　鉄線は、主柱にステープル打ちとする。

（１－６－22）　網目フェンス（スパン 2.0M・胴縁無）

（１－６－24）　網目フェンス用門扉（片開・胴縁無）

(1) 材　料

ア　JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）による。ネット及び張り線は、「JIS G 3552（ひし形金網）」、「JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）参考１（被覆エキスパンドメタル）」及び「JIS A 6518（ネットフェンス構成部材）参考２（被覆溶接金網）」による。

イ　フェンスの基礎は図面による。

ウ　コンクリートブロックは、その質が緻密で有害な傷がなく、形状・寸法が正しいものとする。

エ　コンクリートの比重は、2.3 以上で、出荷時の圧縮強度は 21N／㎟以上とする。

オ　コンクリートブロックには、製造業者名又はその略号を明示するものとする。

(2) 施　工

ア　塗装は、JIS A 6513（金属製格子フェンス及び門扉）に準ずる。ただし、着色仕上げとする。

イ　溶接箇所等で、曲がりやねじれの起きないよう注意する。

ウ　網目フェンスは、運搬等による表面の損傷がないよう十分留意する。固定部分は、緩みのないよう注意し、堅固に締め付ける。

エ　基礎は、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタル（1：3）により充填し、基礎上部はモルタル金ごて仕上げとし、中高に仕上げる。

オ　網目フェンスは、通りよく、高さを合わせて建て込む。

第４章　用　地　造　成　工　事

第１節　擁　壁　工　事

図面番号

（２－１－1A）　コンクリート擁壁GI型

（２－１－2A）　コンクリート擁壁GI型（さく用）

(1) 材料

ア　水抜き穴は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）のVPによる。

イ　伸縮目地は、瀝（れき）青系目地厚さ10㎜とする。

(2) 施工

ア　水抜き穴は２ｍごとに設け、水勾配を考慮し、裏込め砕石まで達するよう設ける。

イ　伸縮目地は10m間隔を標準とし、更に高さの変化する箇所、曲がり部の始点、終点等に設け、基礎まで切る。

（２－１－５）　木　製　土　留

(1) 材料

ア　笠木、腹起及び支柱はひのき２等とする。

イ　土留め板は、杉板１等とする。

ウ　控杭は、松丸太とする。

(2) 施工

ア　土留めの裏側は、土砂を十分充填し、流出しないよう処置する。

イ　土留めの各部は、通りよく施工する。

ウ　土留めは、構造上及び耐力上十分なものとするよう緊結する。

エ　板張高は、盛土計画高さと現況高さとの高低差による。土留めの納まり、取合せ等の好ましくない場合は、監督員指示により、土留め板の多少の変更又は取付枚数を幾分増減することがある。

オ　使用木材の防腐処理は、設計図面等により記載がある場合に行う。

なお、防腐処理する場合は、クレオソート油木材防腐剤及びクロム･銅･ひ素化合物系木材防腐剤（CCA）を使用してはならない。

（２－２－2E）　浸透地下トレンチ（合成樹脂製透水管）

(1) 材料

透水管の材質は有孔塩ビ管とし、使用原管はJIS　K　6741（硬質ポリ塩化ビニル管）のVU管とする。有孔径は２㎝程度とし、孔の間隔は20㎝ピッチ程度とする。孔列数は５程度とし、底面は無孔とし、バランス良く配列する。

(2) 施　工

ア　管勾配は直線とし、その勾配は10‰程度を標準とする。

イ　埋戻しに当たっては管を損傷しないよう留意し、均等に十分突き固める。

第5章　道　路　舗　装　工　事

第1節　共　通　事　項

第５章道路舗装工事は、本章に定めるほか、標準仕様書の第 21 章外構工事第２節舗装工事による。

第２節　道路舗装工事

図面番号

（３－１－２）　再生アスファルトコンクリート舗装（団地内通路用）

（３－１－３）　再生アスファルトコンクリート舗装（団地専用区画道路用）

（３－１－４）　再生アスファルトコンクリート舗装（団地専用幹線道路用）

（3－1－5Ａ）　透水性アスファルトコンクリート舗装（歩道用）

（3－1－5Ｂ）　透水性アスファルトコンクリート舗装（団地内通路用）

(1) 材料

ア　砕石

JIS A 5001（道路用砕石）による（第２章第２節参照）。

イ　アスファルト混合物

(ｱ) 本品は、道路の舗装用として、バッチミキサ付きプラント又は連続ミキサ付きプラントで製造されたものとする。

(ｲ) 受注者は製品の受渡しに当たっては、次の事項を明示した受渡書を受理するものとする。混合物の数量（t）、製品名、納入現場、運搬車番号、製造所名、製造責任者名、発送温度、到着温度、発送日時、受渡責任者名及び同責任者印

ウ　再生加熱アスファルト混合物

(ｱ) 本品は、道路の舗装用として、バッチミキサ付きプラント又は連続ミキサ付きプラントで製造されたもので、表１及び表２に適合しなければならない。

(ｲ) アスファルトコンクリート再生骨材は、有害量のごみ、泥、有機物等を含まないものとする。

(ｳ) 混合物の配合及び物理性は、次による。

なお、施工に先立ち、混合物供試体を作成し、マーシャル試験を行った上、実施配合を決定し、監督員の承諾を得る。ただし、「アスファルト混合物事前審査制度」による認定を受けたものは、認定書の写しを施工前に監督員に提出することにより、これらの手順を省略できる。

表１　混合物の物理性

項　目 ＼ 種　類	再生密粒度アスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物２号
安　定　度	8,000 以上	3,000 以上
フ ロ ー 値　1/100 ㎝	20～40	20～40
空　隙　率　％	３～６	12 以上
飽　和　度　％	70～85	―
突固め回数	表裏、各 75 回	―
最大粒径	―	13
透水係数　(cm/s)	―	1×10^{-2} 以上

（注）各項目とも供試体３個の平均値とする。

表２　混合物の配合

公称目開き ㎜ ＼ 種類		再生密粒度アスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物２号
ふるいを通る骨材の質量百分率　％	26.5	―	―
	19	100	100
	13.2	95～100	95～100
	4.75	55～70	20～36
	2.36	35～50	12～25
	0.6	18～30	―
	0.3	10～21	５～13
	0.15	６～16	―
	0.075	４～８	３～６
アスファルト量　％		5.2～6.2	4.0～5.0
用　　途		表　　層　　用	表　　層　　用

（注 1）　これらの公称目開きは、それぞれ JIS Z 8801-1（金属製網ふるい）に規定する公称目開き 26.5 ㎜、19 ㎜、13.2 ㎜、4.75 ㎜、2.36 ㎜、600μm、300μm、150μm 及び 75μm である。

（注 2）　粒度曲線には、一般に上表に示す粒度範囲の中央値を結ぶ曲線を用いる。中央値に一致させることが難しい場合は、粒度がその範囲にあり、かつ、できるだけ中央値に近い曲線を用いる。

（注 3）　再生密粒度アスファルト混合物のアスファルト量は、再生骨材に含まれる旧アスファルト、再生用添加剤及び新アスファルトの全てを含むものとする。

（注 4）　アスファルト量は、再生アスファルト混合物に対する質量百分率で、骨材のふるい通過質量百分率には含まない。

(ｴ)　受注者は製品の受渡しに当たっては、次の事項を明示した受渡書を受理するものとする。混合物の数量（t）、製品名、納入現場、運搬車番号、製造所名、製造責任者名、発送温度、到着温度、発送日時、受渡責任者名及び同責任者印

エ　フィルター層用砂（透水性舗装）

フィルター層用材料には砂を使用し、その粒度は次による。

項　　目	規　　定
75μm ふるい通過量	６％以下

オ　石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤については、第３章第１節（1－1－5）(1)ウによる。

カ　L 形側溝

L 形側溝は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）及び JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)による。

キ　コンクリート境界ブロック

ブロックは、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）による。

(2) 施工

ア　路床工

(ｱ) 路床を締め固める場合は、その土に適合した締固め機械を用いなければならない。

(ｲ) 土の種類により、乱すと支持力が低下する場合や、地下水位の高い場合は、路床土を損なわないよう施工する。

(ｳ) 路床が軟弱で遮断層を設ける場合は、路床を損なわないよう均等に敷きならす。また、設計図により難い場合は、監督員と協議する。

(ｴ) 路床土の中に芝、草、竹の根、木株などの有機物や転石その他の有害物がある場合又は路床土に不良箇所がある場合は、これを取り除く。

(ｵ) 取り除いた部分は良質土で置き換える。なお、地下埋設物がある場合は、監督員の指示を受ける。

(ｶ) 滞留水又は湧水がある場合は、適切な排水処理を行う。また、設計図により難い場合は、監督員と協議する。

(ｷ) 路床仕上面は、均一な支持力が得られるように施工する。

(ｸ) 路床工が終わったときは、所要の点検を行う。

イ　路盤工一般

(ｱ) 各層の路盤材料は、路床面を損なわないよう、所定の厚さに均一に敷きならして締め固める。

(ｲ) 締固め方式及び散水量など特に設計書に指定しないものについては、監督員の指示による。

(ｳ) 路盤は、均一な支持力が得られるように十分締め固める。

(ｴ) 下層路盤については、プルーフローリング等を行う。

注) プルーフローリングの測定

路床及び路盤の締め固めが適当かどうか、又は不良箇所がないかどうかを調べるため、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラックなどで締め固め終了面を数回走行することをいう。

(ｵ) 各層の仕上がり面は、平坦となるよう施工すること。

(ｶ) 各層の仕上げが終わったときは、所要の点検を行う。

ウ　クラッシャーラン砕石層及び再生クラッシャーラン砕石層

(ｱ) 路盤材料は、分離しないよう十分注意して、均一な厚さに敷きならして転圧する。

(ｲ) 一層の転圧厚さは 20 ㎝以下を標準とする。人力施工による場合は 10 ㎝以下とする。

エ　粒度調整砕石層

(ｱ) 下層路盤面を損傷しないよう十分注意して、均一な厚さに敷きならし、所定の密度が得られるまで転圧する。締め固め完了後は、所定の割合で密度の測定をする。

(ｲ) 一層の転圧厚さは 15 ㎝以下を標準とする。人力施工による場合は 10 ㎝以下とする。

(ｳ) プライムコートを施す場合には、転圧完了後直ちに所定量を均一に散布して養生する。

オ　基層工一般

(ｱ) 路盤面は、損傷しないように注意して施工する。

(ｲ) 損傷を生じたときは、施工前に手直しを行う。また、舗装する前に、路盤面のごみ、泥、浮き石などを取り除く。

(ｳ) 混合物の運搬は、工事の施工に支障ないよう搬入する。

(ｴ) 材料の分離が起こらないように注意する。

(ｵ) 降雨等のため工事の施工が不適切なときは、施工を避ける。

(ｶ) 締め固めは、均一になるように十分行い、仕上がり面は平坦であって、規定の縦横断勾配を有するように施工する。

(ｷ) 仕上げが終わったときは、所定の点検を行う。

カ　アスファルトコンクリート層

(ｱ) オ及び表層工の各規定のうち、同一工種に係るものを準用して施工する。

(ｲ) 施工継目は、既設部分を垂直に切り取り、アスファルト乳剤を薄く塗布する。

(ｳ) 上層と下層は同一箇所で施工継目が重ならないように施工する。

キ　表層工一般

(ｱ) 舗設に先立ち、基層又は路盤の表面を入念に清掃する。

(ｲ) 路盤面又は基層表面は、損傷しないように注意して施工する。損傷を生じたときは、施工前に手直しを行う。

(ｳ) 降雨等のため工事の施工が不適切なときは、施工を避ける。

(ｴ) 仕上げが終わったときは、所定の点検を行う。

ク　アスファルトコンクリート層（混合物運搬工）

(ｱ) 混合物の出荷温度及び到着温度は１車ごとに測定する。その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲とする。また、運搬中の温度低下を招くことがないように保温に留意し、シート類で覆うなど適切な処置をする。

(ｲ) 混合物を運搬車に積み込み、又は荷降ろす場合は、分離を起こさないようにする。

(ｳ) 現場の状況又は必要量に応じて適切に配車し、舗設に支障のないように運搬する。

ケ　アスファルトコンクリート層（手仕上げ舗設工）

(ｱ) 混合物の敷きならしは、特に熟練者を充て迅速に行い、均一な密度、転圧後所定の厚さ及び形状が得られるように施工する。

(ｲ) その他については、コの各規定を準用して施工する。

コ　アスファルトコンクリート層（機械仕上げ舗設工）

(ｱ) 舗設は、原則として雨天又は気温５℃以下の場合には行わない。

(ｲ) 舗設に先立ち基層又は路盤が湿っている場合は乾燥させる。

(ｳ) 街きょなどの路面構造物の接触面には、瀝（れき）青剤を均等に塗布する。

(ｴ) タックコートは均一になるよう入念に行う。

(ｵ) 混合物の敷きならし厚さは、締め固め後の厚さが所定の値になるように調整する。

(ｶ) 混合物は敷きならし前に分離を起こしたり、温度が所定温度の範囲外であったり、又は部分的に固まったりしている場合は使用しない。

(ｷ) 舗装の順序については、あらかじめ監督員の承諾を受ける。

(ｸ) 機械敷きならしのできない部分については、監督員と協議の上、手仕上げ舗装等により施工する。

サ　アスファルトコンクリート層（転圧工）

(ｱ) 混合物の敷きならし後点検をしてから、転圧を開始する。

(ｲ) 転圧の一層厚さは、７㎝以下を標準とし、適切なローラ等を用い、仕上げ転圧にはロードローラ等を使用する（セを参照のこと）。

(ｳ) ローターによる締固めが不可能な箇所はタンパー、プレート、コテ等で締固める。

(ｴ) 水がたまらないよう、平坦に仕上げる。

(ｵ) 横断方向は、所定の勾配がとれているかを定規等で確認する。

(ｶ) 施工後、交通開放する場合、舗装表面温度が 50℃以下に低下してからとする。

シ　透水性アスファルトコンクリート舗装工（歩道・車道）

(ｱ) 路床は、障害物及び不良土を取り除き転圧する。

(ｲ) フィルター層は、所定の厚さに敷きならす。

(ｳ) 路盤工は、イからエまでの路盤工の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工する。ただし、プライムコートを使用してはならない。

(ｴ) 表層工は、キからサまでの表層工の各規定のうち、同一工種に関わるものを準用して施工する。

(ｵ) 仕上げ後は、所定の割合で厚さ、密度及び透水量の測定を同一箇所で行う。

ス　街きょ工

(ｱ) 街きょの表面は、締め固めたコンクリートが半乾きの状態のとき、こてを使用し、かつ、突端部は面ごてを使用して仕上げる。

(ｲ) 仕上げに当たっては、表面をこて等で凹凸、むら、目地のよじれ等がないように仕上げる。

(ｳ) 縁石等は、工事施工後直ちに養生をする。

(ｴ) 養生期間中は、荷重、衝撃等を与えないように注意する。流水面は計画高を保持し、滞水のないよう十分注意して施工する。

(ｵ) 桝（ます）の間隔が、10 ｍ以上ある場合は、中央部に１か所伸縮目地（瀝青（れき）系目地材厚さ 15㎜）をとる。

セ　小規模扱い

小規模等の場合はサ(ｲ)の適用を除外する。ただし、小規模とは、舗装工事が団地内通路のみで、舗装面積 200 ㎡未満の場合又は幅員が 1.6 ｍ未満の場合をいう。

ソ　品質及び出来形規格値

品質及び出来形規格値は次表による。

工　　種	項　　目		個々の測定値	平均値	試料採取料	摘要
しゃ断層用砂	高　さ		+20～-30㎜以内	—	—	
下層路盤	厚　さ	再生クラッシャラン	—	-15 ㎜以内	—	
上層路盤	厚　さ	再生クラッシャラン 粒度調整砕石	—	-８ ㎜以内	—	
	締固め度		—	93%以上	500 ㎥につき１箇所	
基層	厚　さ	加熱アスファルト混合物層	-１２ ㎜以内	-４ ㎜以内	1,000 ㎡につき１組、厚さを測定後、密度試験を行う。	
	締固め度		94%以上	—	—	

表層	厚　さ	加熱アスファルト混合物層	－９ ㎜ 以 内	－２ ㎜ 以 内	1,000 ㎡につき１組、厚さを測定後、密度試験を行う。	
	締固め度		94%以上	―	―	
	平坦性 （標準偏差）	加熱アスファルト混合物層	目視により確認する。	―	―	
透水性舗装	透水量 ml/15s		400cc/15sec	―	1,000 ㎡につき １組	

（注 1）粒度調整砕石の締固め度は最大乾燥密度に対する百分率で表す。
（注 2）アスファルト混合物の締固め度は、基準密度に対する百分率で表し、その基準密度は、提出された品質証明書の密度とする。
（注 3）コア―採取１組は、３個以上とする。
（注 4）試料の採取箇所は、監督員指示とする。
（注 5）上表の厚さの規格値は、各層に対するものであるので舗装の総厚は設計値を満足するものとする。
（注 6）締固め度については、舗装面積 200 ㎡未満の場合（歩道の場合は、100 ㎡未満又は有効幅員 1.0m 未満）は本規格の適用を除外する。
（注 7）透水量の測定は 176.7 ㎠（直径 15 ㎝の円）の舗装面積から 15 秒間に浸透する水量を測定する。

（3－1－5C）　透水性アスファルトコンクリート舗装（駐車場用）

(1) 材料

ア　フィルター層用材料には砂を使用し、その粒度は次による。

項　　目	規　　定
75μm ふるい通過量	６％以下

イ　砕石は、JIS A 5001（道路用砕石）による（第２章２節参照）。

ウ　透水性アスファルト混合物は下記による。

(ｱ) 本品は、道路の舗装用として、バッチミキサ付きプラントで製造されたものでなければならない。

(ｲ) 混合物の配合及び物理性は、次による。

なお、施工に先立ち、混合物供試体を作成し、マーシャル試験を行った上、実施配合を決定し、監督員の承諾を得る。ただし、「アスファルト混合物事前審査制度」による認定を受けたものは、認定書の写しを施工前に監督員に提出することにより、これらの手順を省略できる。

表１－配合（開粒アスファルト混合物１号）

ふるいの公称目開き	ふるい通過質量百分率　％
19 ㎜	100
13.2 ㎜	95～100
4.75 ㎜	20～36
2.36 ㎜	12～25
600μm	７～17
300μm	５～13
150μm	４～10
75μm	３～６
アスファルト量（%）	3.8～4.8

表２－物理性（開粒アスファルト混合物１号）

最大粒径（㎜）	13
安定度（N）	4,000 以上
フロー値（1/100 ㎝）	20～40
空隙率（%）	10～19
透水係数（㎝/秒）	1×10^{-2}以上
突固め回数	表裏、各 75 回

（注 1） 滑り止めに用いる粗骨材（2.5 ㎜以上）のすり減り減量は、25%以下とする。ただし、すり減り減量の試験方法は、JIS A 5001（道路用砕石）の規定による。

（注 2） アスファルト量は、混合物に対する質量百分率で、骨材のふるい通過質量百分率には含まない。

（注 3） 本品には改質アスファルトⅠ型又は改質アスファルトⅡ型を用いる。

（注 4） 密度は、かさ密度とする。

なお、混合物は、真空パック法、空隙充填法、ノギス法のいずれかの試験方法によるものとする。ただし、ノギス法で密度を測定する場合は、計算値に 1.02 の係数値を乗じたものを密度とする。

（注 5） 各項目とも供試体３個の平均値とする。

(2) 施工

透水性アスファルトコンクリート舗装工（歩道用・団地内通路用）を準用する。

(3) 品質及び出来形規格値

透水性（歩道用・団地内通路用）舗装を準用する。

(3－3－0A) 歩道切下げ（団地内通路用）

(3－3－1A) 歩道切下げ（団地専用区画道路用）

(3－3－1B) 歩道切下げ（団地専用幹線道路用）

(1) 材料

ア コンクリートブロックは、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）に準じる。

イ 鉄筋コンクリートＬ形は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）に準じる。

なお、曲線部には、曲線ブロックを用いる。

ウ 歩道切下げ（団地内通路用）のすり付け部に使用するブロックの寸法は、

$$〔\frac{163}{170}\times70〕\times〔\frac{157}{170}\times135〕\times600$$ とし、

歩道切下げ（団地専用区画道路用、団地専用幹線道路用）のすり付け部に使用するブロックの寸法は、

$$〔\frac{157}{170}\times135〕\times〔\frac{150}{170}\times200〕\times600、〔\frac{163}{170}\times70〕\times〔\frac{157}{170}\times135〕\times600$$ とする。

(2) 施工

ア コンクリート上にならしモルタル（1：3）を敷き、ブロックを損傷しないよう板等を当て、金づち等で叩き、モルタルに食い込ませて布設する。

イ 布設目地は、厚さ 10 ㎜を標準とし、モルタル（1：2）を目地部分に流し込み、又は詰め、凹凸のないよう金ごて仕上げを行う。

ウ 遮断層を設ける場合は、路床を損なわないよう均等に敷きならしすること。

エ 歩行者横断や車いす乗り入れを考慮して切り下げるため、車道と歩道の段差が２㎝となるよう

留意して施工する。

（３－４－１）　縁石４、５、６（A、B）（道路・通路用）

(1) 材料

縁石は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）又はこれに準ずるものとする。

(2) 施工

ア　コンクリートブロック据え付けは、ならしモルタル（1：3）及び目地モルタル（1：2）により通り良く平坦に行う。

イ　曲線部の半径のとり方は、ブロック外面までの寸法とする。

（３－４－２）　並木桝用縁石

(1) 材料

並木桝用縁石は、JIS A 5371（プレキャスト無筋コンクリート製品）に準じる。

(2) 施工

コンクリートブロックの据え付けは、ならしモルタル（1：3）及び目地モルタル（1：2）により通り良く平坦に行う。

（３－５－１）　駐車ます標準配置図

（３－５－２）　外構参考図

（3－5－4A）　車いす使用者用駐車場マーク・乗降スペース

(1) 材料

駐車桝及び駐車場マーク並びに乗降スペースのペイントは、JIS K 5665（路面標示用塗料）の３種１号による。

(2) 施工

ア　駐車桝及び駐車場マーク並びに乗降スペースの施工位置等については、監督員の指示に従い施工する。

イ　駐車桝及び駐車場マーク並びに乗降スペースの施工路面は、水分、泥、砂じん等を取り除き、入念に清掃し、気温が５℃以下のときは、路面を予熱し、路面温度を上昇させた後施工する。

ウ　塗料温度は、180℃から 220℃までの範囲とし、設置幅は均一にして凹凸のないよう丁寧に施工する。

（3－5－4B）　車いす使用者用駐車場看板（ポール）

（3－5－4C）　車いす使用者用施設案内板（ポール）

（3－5－5A）	アイドリングストップ看板（ポール）
（3－5－5B）	アイドリングストップ看板 (1) 材料 アルミ板はラミネートシート張りとする。 (2) 施工 ア　柱は運搬等による表面の損傷がないよう十分留意する。 イ　基礎はコンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタル（1：3）により充填し、基礎上部はモルタル金コテ仕上げとし、中高に仕上げる。

第6章　道　路　排　水　工　事

第１節　道路排水工事

図面番号

（３－６－１）　L 形用集水桝（300 用）

（３－６－２）　街きょ用集水桝（155－Ⅰ型、側塊使用）

(1) 材料

ア　縁塊・側塊及び底版塊

(ｱ) その質が緻密で有害な傷がなく、形状・寸法が正しく、上面及び内面が平らで、そり・ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

(ｲ) 製造業者名又はその略号及び成形年月日を明示する。

(ｳ) コンクリートの比重は 2.3 以上で、かつ、出荷時の圧縮強度は 21N／mm^2以上とする。

イ　装鉄製蓋

(ｱ) 鉄枠は、JIS G 5501（ねずみ鋳鉄品）に規定するねずみ鋳鉄品 FC200 又はそれと同等以上の品質を有するものとする。

また、その質が緻密で有害な傷がなく、形状・寸法が正しく、表面が平らで、そり・ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

(ｲ) 製造業者名又はその略号及び成形年月日を明示する。

ウ　グレーチング蓋

グレーチング蓋は第 2 章第 2 節 2.2.10 鋼製網蓋（グレーチング）による。

(2) 施工

ア　図面により位置等が判明しない場合は、監督員の指示に従い、取付け部はその形状に倣って取り合わせる。

イ　蓋は、路面に倣い、なじみよく据え付ける。

（３－６－４）　U 形側溝用集水桝

（３－６－５）　L 形用汚水桝

(1) 材料

縁塊及び蓋は、L 形用集水桝（3－6－1）及び街きょ用集水桝（3－6－2）に準ずる。

(2) 施工

ア　縁塊及び蓋は、L 形用集水桝（3－6－1）及び街きょ用集水桝（3－6－2）に準ずる。

イ　防塵格子は、防錆処理する。

（３－７－０A）　排水布設一般図（合流式）人孔方式

（３－７－０B）　排水布設一般図（合流式）連結桝方式

（３－７－０C）　排水布設一般図（分流式）人孔方式

（３－７－０D）　排水布設一般図（分流式）連結桝（ます）方式

（３－７－１）　取付管・管きょ（硬質塩化ビニル管）

（３－７－５）　管きょ・取付管接合部

(1) 材料

ア　硬質塩化ビニル管は、JIS K 6741（硬質ポリ塩化ビニル管）の VU 管とする。

イ　ゴムリングは、JIS K 6353（水道用ゴム）Ⅳ類とする。

(2) 施工

ア　管きょは、所定の位置に下流部から順次に工事を施工するものとし、管径の異なる管の部分は原則として管頂接合とする。

イ　ソケット付きの管を使用するときは、呑口側にソケットを向け、管の据付け完了後は、管の通りを確認する。

ウ　ソケット管をゴム接合とする場合は、ゴム輪を用いて所定の位置に密着するように差し込み、敷設してある管のソケットにゴム輪接合用滑材（グリース等）を塗付け、差込み管をレバーブロックなどで引き込み、目安線まで十分に引き込む。

エ　管を切断する場合は、切り口を正確にし、有害な損傷を生じないようにする。

オ　管きょの吐き口などの施工のため、在来構造物を取り壊すときは、周囲に損傷を与えないように入念に行い、復旧は、在来の構造物に倣って取り合わせる。

カ　管の接合部は、清掃し、できる限り密接させる。モルタル接合のときは、十分モルタルを詰め込み、モルタルが管の内側に出ないよう、丁寧に仕上げる。

キ　接合モルタル充填後は、モルタルの硬化するまで移動その他の衝撃を与えてはならない。

ク　埋戻し及び盛土に当たっては、管きょを損傷しないよう留意し、偏心及び偏圧のかからないよう埋戻材で左右均等に層状に十分突き固める。

ケ　管きょの天端から 30 ㎝までの埋戻しについては、埋戻し土砂の敷きならし及び締固めは、人力（タンパを含む。）によらなければならない。管きょの天端から 30 ㎝を超える部分の埋戻しについては、機械による敷きならし及び締固めを行うことができる。

コ　排水管は、埋戻しに先立ち通水試験を行い、その結果を受けて監督員立会いの下、通水試験を行う。

（３－８－２）　組立マンホール(内径 900、1,200)

(1) 材料

ア　組立てマンホールの規格及び仕様は、JSWAS A-11（下水道用鉄筋コンクリート製組立マンホール）による（JSWAS は日本下水道協会規格を指す。詳細は、東京都下水道設計標準を参照のこと。）。

イ　マンホール蓋

(ｱ) 鋳鉄製は JSWAS G-4-2009（下水道用鋳鉄製マンホール蓋）に準じる。

(ｲ) その質が緻密で有害な傷がなく、形状・寸法が正しく、表面が平滑で、そり・ねじれなどがなく、外観が良いものとする。

(ｳ) 蓋と枠との合わせ面には、がたつきがあってはならない。球状黒鉛鋳鉄製蓋は、急勾配受け形とし、蓋と枠との合わせ面を機械加工しなければならない。

(ｴ) 球状黒鉛鋳鉄は、JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）の FCD700 又はそれと同等以上の品質を有するものとする。

また、枠に使用する球状黒鉛鋳鉄は FCD600 又はそれと同等以上の品質を有するものとする。

(ｵ) 鋳鉄枠は、開閉操作時に逸脱しない構造であること。

(ｶ) 蓋は、所定の専用工具以外では容易に開放されないように、錠を備えた構造とする。

(ｷ) 鋳鉄蓋は、内外面を清掃した後、乾燥が速やかで、密着性に富み、防食性及び耐候性に優れた塗料で塗装しなければならない。

(ｸ) 鉄筋コンクリート蓋の鋳鉄部分は、表面を清掃した後、(カ)と同質の塗装をする。

(ｹ) 蓋の裏面中央に容易に消えない方法で次の事項を明記する。

種類の記号（又は材質記号）

製造者名（又はその略号）

製造年

(ｺ) 蓋の中央に明示する紋章は都の紋章とする。ただし、将来下水道局又は他の地方公共団体に引き継ぐものについては、下水道局又は他の地方公共団体の紋章とする（下水道局の仕様については、「東京都下水道局設計標準」を参照のこと。）。

なお、分流方式によるものについては「汚」及び「雨」の表示の付いている製品とする。

(2) 施工

ア 据付け前に、接合面の泥、油などの接合を害するものは取り除いておく。

イ 底版の据付けに当たっては、水平に据え付けるものとし、躯(く)体ブロックと直壁及び斜壁とは連結ボルトなどを用いて設置し、食い違いなどが生じないようにする。

（３－９－1A） U 形側溝・コンクリートふた・防塵(じん)格子

（３－９－1B） U 形側溝用グレーチングふた

(1) 材料

ア U 形側溝は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）による。

イ コンクリート蓋は、JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）の蓋の２種による。

ウ グレーチング蓋は、第 2 章 2 節 2.2.10 鋼製網蓋（グレーチング）による。

エ 防塵(じん)格子は、防錆(せい)処理する。

(2) 施工

ア 図面により正確に築造する。図面に位置等が明記されていない場合は、監督員の指示に従う。

イ 養生期間中は、荷重、衝撃等を与えないように注意する。

ウ 流水面は、計画高を保持し、滞水のないよう十分注意して施工する。

（３－９－４） 現場打道路側溝・グレーチングふた

（３－９－５） 現場打道路横断溝・グレーチングふた

(1) 材料

ア　グレーチング蓋は、第２章２節 2.2.10 鋼製網蓋（グレーチング）による。

イ　ボルト締め等固定されるもの以外は盗難防止のため鎖付きとする。

(2) 施工

ア　図面により位置等不明な場合は、監督員の指示に従う。

イ　グレーチングは、路面に倣い、なじみよく据え付ける。

ウ　養生期間中は、荷重、衝撃等を与えないよう注意する。

エ　流水面は、計画高を保持し、滞水のないよう十分注意して施工する。

第7章　遊　園　施　設　工　事

第1節　休　息　施　設

図面番号

（4－3－12A）　パイプ製脚ベンチ（背なし）L＝1,200

（4－3－13A）　パイプ製脚ベンチ（背付）L＝1,200

(1) 材料

ア　使用するスツール、ベンチは、一般社団法人日本公園施設業協会の製品安全マーク表示製品、工場認定制度により認定された工場で生産された製品又はISO 9001若しくはISO 9002の認証を取得した工場で生産された製品とし、生産物賠償責任保険の加入製品とする。

イ　木材は、第2章第2節2.2.11木材又は同等以上のものによる。

(2) 施工

ア　足元地盤は、水はけ良く、地ならしして十分転圧する。

イ　コンクリート基礎は、利用者の危険防止のため、面取りを行う。

第２節　その他の遊園施設

（４－７－２）　ダスト舗装

(1) 材料

ア　石灰岩ダストは良質のものとし、粒径は、おおむね2.5㎜以下とする。なお、材料見本を事前に監督員に提出する。

イ　表層安定剤は、塩化マグネシウム又は塩化カルシウムとする。

(2) 施工

ア　路床土の中に草、竹の根、木株などの有機物や転石等の有害物があった場合又は路床土に不良土が混入した場合は、これを取り除き、良質土で置き換える。

イ　路床は転圧して整正する。

ウ　路床整正後、材料搬入等のため整正した路床を損傷することのないように留意の上、所定の厚さで均一に敷ならして振動ローラーで転圧する。

エ　表層安定剤は、ダスト舗装１㎡当たり１㎏を均一に散布し、適度の散水を行いながら転圧する。

第８章　自転車置場設置工事

第１節　自転車置場設置工事

図面番号

（５－３－０）　自転車置場03型　　（組合せ図）

（５－３－１）　自転車置場03型　屋根　（片側）

（５－３－２）　自転車置場03型　屋根　（両側）

(1) 材料

ア　自転車置場は、「品質・性能基準」による。耐積雪性区分の強度はS900型とする。

イ　鋼材は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）、JIS G 3350（一般構造用軽量形鋼）、JIS G 3444（一般構造用炭素鋼鋼管）及びJIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼鈑及び鋼帯）2類による。

ウ　屋根折板は、JIS G 3322（亜鉛合金めっき鋼鈑及び鋼帯）を使用し、JIS A 6514（金属製折板屋根構成材）に準じる。

エ　雨樋からの排水は、片側及び片側向かい合わせタイプは、原則として、砂利敷きによる排水とする。ただし、敷地等の形状により、やむを得ず両側タイプを使用する場合は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による排水とする。

オ　伸縮目地は、杉板２等（厚さ11mm）とする。

(2) 施工

ア　水はけを考慮し、滞水のないよう施工する。

イ　支柱の建て込み及びボルト結合の段階で、工場製作の鋼材に損傷を与えないよう施工する。

ウ　曲がりやねじれの起きないよう注意する。

エ　運搬等による表面の損傷がないよう十分留意する。

オ　固定部分は、緩みのないよう注意し、堅固に締め付ける。

カ　基礎工事の時に、別途工事（電気）の配線は同時施工とするよう事前調整を図る。

第９章　ゴミ容器置場設置工事

第１節　ゴミ容器置場設置工事

図面番号

（６－０－２）　ゴミ容器置場02型（屋根なし－1）

（６－３－０Ａ）　ゴミ容器置場02型（屋根付）組合せ図

（６－３－０Ｂ）　ゴミ容器置場02型（屋根付）標準寸法図

（6－3－1A～B）　ゴミ容器置場02型（屋根付）Ｓ型

（6－3－2A～C）　ゴミ容器置場02型（屋根付）Ｗ型

（6－3－3A～C）　ゴミ容器置場02型（屋根付）

(1) 材料

排水桝は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

(2) 施工

ア　吹付けタイルは、標準仕様書第15章左官工事の複層塗材Ｅによる。

イ　コンクリート床面等の仕上げは、水はけを考慮し、滞水のないよう施工する。

ウ　屋根パネル及び棚板受材は、原則として、工場生産とする。屋根パネル端部は、危険防止のため図面番号（6－3－1A）、（6－3－1B）、（6－3－2B）及び（6－3－2C）に示すように、アザ折10mm、出隅R50mmとする。

（６－３－１Ｃ）　ゴミ容器置場02型（網目屋根・扉付）

(1) 材　料

ア　排水桝は、排水桝（特殊改良桝）（1－5－1A）による。

イ　網目フェンスは、電気亜鉛めっき仕上げの上、粉体焼付塗装とする。

都営住宅整備工事共通仕様書

（令和８年 10 月）　登録番号（　）

編集発行　東京都住宅政策本部住宅企画部技術管理課
東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電話 03（5321）1111　内線 31-121

印　　刷